

被扶養者現況届(1/2枚目)

※この届出は被扶養者認定申請書に添付するものです。申請する家族1人につき1枚提出してください。

扶養認定を判断するための重要な書類です。未記入や不足書類があった場合は受理できません。

添付書類の詳細は別紙一覧表でご確認ください。提出された書類で確認できない場合は別途書類提出をお願いすることがあります。

被保険者等記号		被保険者等番号		記入日	
被保険者(あなた)の氏名				申請する家族の氏名	

【必ず添付していただく書類】

申請する家族が今まで加入していた健康保険の資格喪失証明書コピー(出生児は不要)

◎ 国民健康保険加入の場合

⇒ 今お持ちの「国民健康保険証」「資格確認書」「資格情報のお知らせ」等の資格情報が確認できるもののコピーを添付して下さい

申請する家族の住民票(世帯全員分記載、続柄記載、取得日から3か月以内のもの)のコピー

※住民票に個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は黒塗りしてご提出ください

◎ 住民票世帯主があなた以外の場合、申請する家族があなたと住民票が別の場合

⇒ 住民票に追加して、申請する家族の戸籍謄本コピー(取得日から3か月以内のものがが必要です)

以下、今回申請する家族についてご記入ください。(※添付書類の詳細は別紙一覧表でご確認ください。)

1. 申請事由について ※該当する項目が複数ある場合は そのすべてに回答してください。

☐	(1) 出生児	
☐	(2) 被保険者(あなた)がミットヨ健康保険組合に加入した	
☐	(3) 被保険者(あなた)と結婚した	
☐	(4) 退職した	※退職後1年未満の場合は回答してください。
	雇用保険の受給状況	
☐	受給手続き中	⇒ 雇用保険受給資格者証コピー(両面)と離職票1・2コピー
☐	受給中	⇒ 雇用保険受給資格者証コピー(両面)
☐	受給期間延長中	⇒ 雇用保険受給延長通知書コピーと離職票1・2コピー
☐	受給終了	⇒ 雇用保険受給資格者証コピー(両面)
☐	雇用保険に非加入だった	⇒ 雇用保険非加入だったことがわかる書類(コピー可)
☐	受給していない・受給しない	⇒ 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書コピー
	受給していない(しない)理由	
☐	(5) 事業を廃業した	⇒ 廃業届コピー
☐	(6) 雇用形態の変更により収入が減った	⇒ 雇用契約書コピーと 給与明細コピー(収入が変更した後の3か月分)
☐	(7) 今までは他の人に扶養されていた	
	あなたが今回申請する家族を扶養することになった理由	
☐	(8) その他	その理由

2-1. 今回申請する家族が子の場合、あなたの配偶者について

○ 配偶者あり	☐	すでにあなたの被扶養者である		
	☐	今回一緒に被扶養者の申請をする		
	☐	ミットヨ健保組合の本人(被保険者)として加入している(あなたの被扶養者ではない)		
		配偶者氏名	配偶者の被保険者等記号	被保険者等番号
		会社担当者記入欄(被保険者・配偶者収入確認)	被保険者	配偶者
○ 配偶者なし	☐	別の健康保険組合に加入している	⇒ 配偶者の課税証明書等、年間総収入額がわかる書類(年金含む)コピー	
		会社担当者記入欄(被保険者収入確認)		
	☐	離婚 【養育費】 ☐ なし ☐ あり 【あり】の場合 ⇒ ☐ 月額 ☐ (年額 円)		
	☐	死別	☐ 未婚	

2-2. 今回申請する家族が16歳以上の子の場合、子の就学状況について

☐	学生	⇒ 在学証明書コピーまたは 氏名と有効期限のわかる学生証両面コピー
☐	学生以外	⇒ 4. に記載する収入確認書類

被扶養者現況届(2/2枚目)

2-3.今回申請する家族があなたの配偶者・子以外の場合、申請する家族の配偶者について

例)今回申請する家族があなたの父親の場合、その配偶者＝あなたの母親について回答ください

☐ 配偶者あり	☐ すでにあなたの被扶養者である				
	☐ 今回一緒に被扶養者の申請をする				
	☐ あなたの被扶養者ではない ⇒ 配偶者の課税証明書等、年間総収入額がわかる書類(年金含む)コピー可				
	会社記入欄(被保険者収入確認)				
☐ 配偶者なし	☐ 未婚	☐ 離婚	☐ 死別【遺族年金の受給】	☐ なし	☐ あり ⇒ 遺族年金通知書コピー

3. 申請する家族が今まで加入していた健康保険の種類（出生児を除く）

☐ 健康保険組合・協会けんぽ・共済組合 等 ⇒ 今まで加入していた健康保険の資格喪失証明書コピー
☐ 国民健康保険 ⇒ 今お持ちの「国民健康保険証」「資格確認書」「資格情報のお知らせ」等の資格情報が確認できるもののコピーを添付して下さい

4. 申請する家族の今後1年間の収入について※16歳未満の子と16歳以上の学生の子は記入不要、添付書類不要

☐ (1)収入がない ⇒ 課税非課税証明書※退職後1年未満の場合は不要。但し1.(4)①の該当する書類を添付。	
☐ (2)収入がある ※該当するすべてにチェックをしてください。添付書類の詳細は別紙一覧表で必ず確認してください。	
☐ 給与	⇒ 給与明細コピー(直近3か月分) ※働きはじめの場合は雇用契約書コピーを添付。後日給与明細コピー3か月分を都度提出。
☐ 雇用保険給付金	⇒ 1(4)に記載する書類
☐ 年金(個人年金含む)	⇒ 受給している全ての年金振込通知書コピーと課税非課税証明書コピー
☐ 不動産収入	⇒ 確定申告コピー確定申告収支内訳書コピー直近3年分と課税非課税証明書コピー
☐ 個人事業所得(自営業収入)	⇒ 確定申告コピー確定申告収支内訳書コピー直近3年分と課税非課税証明書コピー
☐ 傷病手当金、出産手当金	⇒ 支給決定通知書コピーと課税非課税証明書コピー
☐ その他(株配当金等)	⇒ 収入額がわかる書類と課税非課税証明書コピー

5. 申請する家族の居住地およびあなたとの同居別居の確認について

※国内に居住していることが被扶養者要件の一つです。海外居住者は認定できない場合があります。
※同居が扶養条件となっている家族が別居の場合は認定できません。

☐ 申請する家族は国内居住	
☐ あなたと同居	
☐ あなたと別居	
☐ あなたが単身赴任のため	
☐ 学生の子で就学のため	⇒ 在学証明書コピーまたは有効期限のわかる学生証両面コピー
☐ その他	⇒ 送金証明書類 直近6か月分コピー可 ※これから送金する場合は最低2か月分の送金が完了後に申請ください。
理由	
☐ 申請する家族は海外居住	
※書類が外国語の場合は翻訳(翻訳者署名あり)を添付してください。翻訳者は被保険者(あなた)でも可。	
海外居住の理由	
☐ 外国に留学する学生	⇒ ビザコピーと、在学証明書コピーまたは有効期限のわかる学生証両面コピー
☐ 外国に赴任するあなたに帯同	⇒ ビザコピー、居留許可証コピー ※ビザコピーは、あなたと申請する家族の両方が必要です。家族は帯同家族ビザコピー
☐ 観光・保養・ボランティア活動その他の就労以外の目的で一時的に渡航	⇒ ビザコピーと、居留許可証コピーと、就労目的ではない渡航であることがわかる証明書類(ボランティア派遣期間の証明等)。あなたと別居している場合は送金証明書類コピー 直近6か月分 ※これから送金する場合は2か月分の送金が完了後に申請してください。
☐ あなたが外国に赴任している間に、あなたとの身分関係が生じた(結婚、出生)	⇒ 婚姻証明書コピー、出生証明書コピー等あなたとの身分関係がわかる書類。(同居別居、収入確認は上記1～4をご確認ください)
☐ その他	※海外居住の理由によって判断します。添付書類は別途ご連絡いたします。
理由	